柏市立図書館チラシ、リーフレット、ポスター等取扱基準

制定 平成 2 9 年 2 月 1 4 日 施行 平成 2 9 年 2 月 1 4 日

1 趣旨

この基準は、利用者に有益な情報を提供するために、柏市立図書館(以下「図書館」という。)に配置するチラシ、リーフレット、ポスター等(以下「チラシ等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 図書館に配置するチラシ等

(1) 市政情報

ア 柏市及び柏市教育委員会が発行したお知らせ、催しに関するもの。

イ 柏市及び柏市教育委員会が共催する催しに関するもの。

ウ 柏市及び柏市教育委員会が後援する催しに関するもの。

- (2) 各行政機関の事業又は各行政機関から依頼のある事業等の情報。
- (3) 個人, 団体等が柏市内において市民活動を推進することを目的として行う事業, 又は柏市内に拠点がある団体, 個人等が市民活動を推進することを目的に行う事業。
- (4) 生涯教育、社会教育に資する催しに関するもの。
- (5) その他館長が必要と認めたもの。

3 配置できないチラシ等

- (1) 柏市民を対象としていないもの。
- (2) 営利又は、営利意図があると認められるもの。
- (3) 特定の宗教, 政党に係るもの。
- (4) 人権侵害となる内容が含まれるもの。
- (5) 法令,公序良俗に反するもの。
- (6) 個人的なサークル等の募集, 勧誘に関するもの。

- (7) 問い合わせ先(担当者)が不明瞭なもの。
- (8) 提出、設置期間が合わないもの。
- (9) その他館長が適当でないと認めるもの。

4 配置期間

- (1) 催し等の開催日や期間が明記されているのものは、原則として当該期日まで。
- (2) 行政等のお知らせで、年度や号が記載されているものは、次 号が発行されるまで。期間などが明記されていないものは1年 を限度とする。
- (3) その他のものは,原則預かった日から 1 ヶ月とする。ただし, 館長が特に認めたものはその限りではない。

5 配置場所

- (1) チラシ, リーフレット等図書館本館及び分館の所定のチラシ等置き場。
- (2) ポスター等館内壁, 柱等。ただし, 美観を損ねない程度の掲示とする。

6 その他

- (1) チラシ等の配置スペースに余裕がない場合は、2(1)を優先し、 それ以外については、公共性の高いものや柏市内の催し等に関 するものを優先する。なお、配置期間については、4(1)~(3) の場合であっても、配置期間を短縮又は配置しないことができ るものとする。
- (2) 配置するチラシ等の取扱いに変更が生じた場合であっても, 当該チラシ等の発行元に対し特段の連絡を要しないものとする。
- (3) 図書館に持参又は送付されたチラシ等については、配置不可 となった場合や配置期間が終了した場合等において、残存する チラシ等の配置依頼者への返却は行わないものとする。

附則

この基準は、平成29年2月14日から施行する。